

# 福知山市農業者販路開拓事業補助金

福知山市では、市内外へ販路拡大、商品開発等を目指す農業者の方へ補助金を交付することで、新たな販路開拓を支援します。

## 補助対象となる方

福知山市に居住又は事業所のある農業者等(※1)で、稼げる農業者育成講座(※2)を受講したことがある方

※1 農業者、農事組合法人、農産物の生産を行う法人その他農業者の組織する団体

※2 福知山市が主催する農業者の所得の向上を目的とした、農業経営や販路開拓等に関する講座

## 補助対象となる取り組み

新たに実施する取り組みで、以下のいずれかに該当するもの(次ページも参照)

- ・新たなチラシ、パンフレット若しくはホームページの作成又は商談会への出展
- ・新商品の開発
- ・新たな販売手法の導入(ECコマース、移動販売、テイクアウト、宅配サービス等)
- ・既存商品のパッケージの改良

## 補助金額

補助対象経費の2分の1(1,000円未満切り捨て) 上限250,000円

## 申請の流れ

- 1 福知山市に実施計画承認申請書を提出
- 2 提出した実施計画が承認されたら補助金交付申請書を提出
- 3 補助金の交付決定通知後に事業(機械器具の発注など)を実施
- 4 事業完了後に実績報告書を提出、補助金額確定後に補助金の支払い

※事業完了前の概算払も可能ですので、御希望の場合は御相談ください

### 【問合せ先】

福知山市役所産業政策部農林業振興課

電話:0773-24-7044

E-mail:noushin@city.fukuchiyama.lg.jp

## 補助対象経費

費目	内容	備考
原材料費	試作品の開発又はマーケティング用に必要な原材料の購入に係る経費	新商品の試作、マーケティング又は試験販売に要するものに限る。
消耗品費	取得金額が10万円(税込)未満の物品の購入に係る経費	一般事務品(文房具等)や汎用性の高い物品(パソコン等)、食関連事業者が一般的に具備すべき物品(調理器具、什器、冷蔵庫等)の購入は、補助対象としない。 中古品は、補助対象としない。
使用料 賃借料	機器や会場等の借上げに必要な経費	パソコン、コピー機など汎用性の高い物品は、補助対象としない。
通信運搬費	新商品の試作品等の運送に係る経費	切手購入費、電気代、電話代、インターネット利用料等は、補助対象としない。
広告宣伝費	新商品・メニュー等のチラシ、パンフレット、ホームページ等の作成や商談会の出展に係る経費	本事業で新たに実施する取組以外が大半を占めるもの(自社商品全体のパンフレット・ホームページ等)は、補助対象としない。
役務費	衛生検査、ネットショップの出展登録等に係る経費	ネットショップの商品ごとの販売手数料は、補助対象としない。
委託費	試作品製造の部分委託、パッケージデザイン、市場分析、専門相談等に係る経費	税理士、弁護士等の費用又は本補助金の申請に係る代行経費等は、補助対象としない。
設備整備費	取得金額が10万円(税込)以上の物品(機械等)の購入に係る経費	汎用性の高い物品(自動車、パソコン、コピー機等)や食関連事業者が一般的に具備すべき物品(調理器具、什器、冷蔵庫等)の購入は、補助対象としない。 中古品は、補助対象としない。